

高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡駅周辺地区における市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等を図るため、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住街発第63号。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、同地区において国要綱第2、三、イ又はロに掲げる事業（以下「高岡市優良建築物等整備事業」という。）を行う者に対する補助金交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国要綱及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付建設省住街発第47号。以下「国要領」という。）で使用する用語の例による。

(施行区域)

第3条 高岡市優良建築物等整備事業の施行区域は、別途定める区域（別図1）とする。

(補助対象)

第4条 高岡市優良建築物等整備事業における補助対象となる事業費は、国要領第3、3、一、イに掲げる優良建築物等整備事業に係る調査設計計画、土地整備及び共同施設整備に係る費用とする。

2 前項に規定する補助対象となる事業費の区分については、別表1の定めるところによる。

(建築物及びその敷地の基準)

第5条 高岡市優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、国要綱第4に定めるもののほか次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 次に掲げる要件を満たす空地を設けること。

ア 総合設計制度（建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2に規定する敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例をいう。）に基づく公開空地又はこれに準ずる空地であること。

イ 一般の通行又は利用に配慮した、周辺環境の向上に寄与する空地であること。

(2) 日本住宅性能基準（高齢者等配慮対策等級9-1、9-2）等級2に適合していること。

(3) 建築物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類すると認められる事業の用途に供さないものであること。

(補助金の交付)

第6条 市長は、高岡市優良建築物等整備事業を行う者に対して、予算の範囲内で、第4条第1項に規定する費用の3分の2以内を補助金として交付することができる。

(補助対象事業費の算出方法)

第7条 第4条第1項に規定する補助の対象となる事業費の算出方法については、国要領第5、3に定める経費、または高岡市が別に定める補助対象事業費（別紙1）のいずれか少ない額（ただし、消費税相当額は除く。）とする。

- 2 前項に規定する補助対象の範囲は、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年3月24日付建設省住備発第42号、建設省住整発第27号、建設省住防発第19号、建設省住街発第29号、建設省住市発第12号）に規定するところによる。

（事前協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、市長に高岡市優良建築物等整備事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された計画について適当と認めるときは、申請者に対して高岡市優良建築物等整備事業計画承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 申請者は、申請した事業計画内容を変更しようとする場合は、高岡市優良建築物等整備事業変更計画書（様式第3号）を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された変更計画書の内容を審査し、事業計画変更の適否を高岡市優良建築物等整備事業変更計画承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 5 次に掲げる者は、事業計画を提出することができない。

（1）市町村税を滞納している者

（2）高岡市暮らし・にぎわい再生事業補助金の交付を受けている、又は受ける予定の者

（3）建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことと正当な理由がないと市長が認める者

（4）前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者
（補助金交付申請）

第9条 事業計画の承認を受けた申請者は、補助金の交付を受けるときは、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第5号）を事業開始前に毎年度市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金交付の適否を高岡市優良建築物等整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

（補助金交付決定変更申請）

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付決定変更申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助金交付決定変更の適否を高岡市優良建築物等整備事業補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第11条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、高岡市優良建築物等整備事業中止・廃止承認申請書（様式第9号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の適否を高岡市優良建築物等整備事業中止・廃止承認（不承認）通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる日のいずれか早い日までに、高岡市優良建築物等整備事業完了（又は中止・廃止）実績報告書（様式第11号）を市長へ提出しなければならない。第11条の規定により事業を中止又は廃止した場合も同様とする。

（1）補助事業完了の日から起算して1箇月を経過した日

（2）補助事業完了の日の属する会計年度の3月31日

（その他、報告及び指示）

第13条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合においては、市長へ報告し、その指示を受けなければならない。

（1）補助対象事業が翌年度にわたる場合

高岡市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書（様式第12号）

（2）補助対象事業の完了予定日を延期する必要性が生じた場合

高岡市優良建築物等整備事業完了期日延期報告書（様式第13号）

2 前項の報告に基づき、市長が必要な指示を与えた場合には、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、第12条又は前条第1項第1号の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高岡市優良建築物等整備事業補助金額確定通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助金の経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業完了後10年間関係書類とともに整理し、保管しなければならない。

2 補助事業者は、市長が必要と認めるときは前項の帳簿及び関係書類を提示しなければならない。

（維持管理義務）

第16条 補助事業者は、補助対象事業完了後において補助対象建築物等が高岡市優良建築物等整備事業としての要件を損なわないよう自ら適正に維持管理し、又は当該建築物等の権利者若しくは管理者に適正に維持管理させなければならない。

2 市長は、補助対象事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助対象事業に係る建築物等について調査し、又は補助事業者に対して調査、報告、若しくは改善を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、国の優良建築物等整備事業制度による補助金、又は富山県の市街地再開発事業等補助金の交付が終了した場合は、その効力を失う。

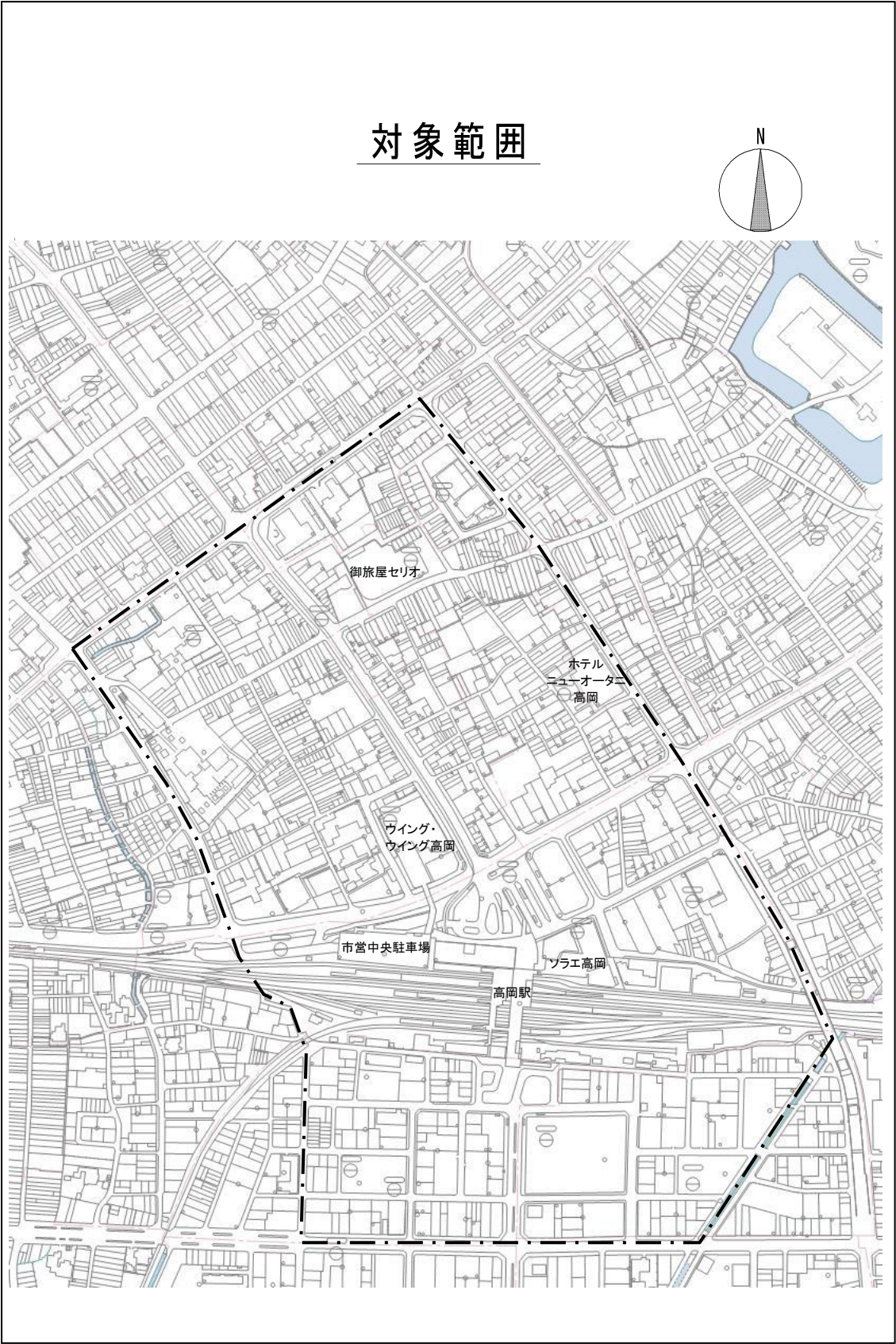
附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別図1（第3条関係）



別紙 1（第 7 条関係）

高岡市が定める補助対象事業費は以下の通りとする。

$$\begin{aligned} & (27,500 \text{ 千円} + 1,000 \text{ 千円} \times \text{住宅整備戸数}) / \text{床面積 A} \\ & = \text{㊤} \text{ (円/㎡、千円未満切捨て)} \end{aligned}$$

$$\text{㊤} \times \text{床面積 B} \times 6 = \text{補助対象事業費の上限額}$$

床面積 A…住宅に係る延床面積のうち駐車場の面積を除いたもの。

床面積 B…住宅に係る延床面積

※床面積は、建築確認申請（建築確認変更申請）の確認済証が交付された際の面積とする。

また、床面積は小数点以下を切捨てて算定するものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

区 分	優良再開発型	
	共同化・市街地環境形成タイプ	
	一般型プロジェクト	住宅型 地域活性化 防災活動拠点型 プロジェクト
1 調査設計計画費	○	○
2 土地整備費		
①既存建築物除却費	○	○
②補償費等	△	○
3 共同施設整備費（注 5）		
①空地等整備費（注 1）	○	○
②供給処理施設整備費	—	○
③その他		
1) 共用通行部分整備費	—	○
2) 防災関連施設整備費	○	○
3) 防音・防震等工事費（注 2）	○	○
4) 社会福祉施設等との一体的整備費	▽	▽
5) 立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○
6) 公共用通路整備費	□	□
7) 駐車場整備費	○（注 3、4）	○（注 4）
8) 機械室（電気室を含む）整備費	—	○
9) 集会所及び管理事務所整備費	—	○
10) 高齢者等生活支援施設整備費	—	○
11) 子育て支援施設整備費	○	○
12) 電波障害防除設備設置費	○	○

△：公開空地、公共用通路・地区施設等の部分に係るものに限る

□：市街地環境形成タイプで公共用通路等の整備を伴うものに限る

▽：住宅型プロジェクトで社会福祉施設等の床面積の合計が建築物の延べ面積の1/10以上のもの等

注 1 空地等とは通路、駐車施設、児童遊園、緑地及び広場をいう。

注 2 住宅・工場等一体型の場合とする。

注 3 当該費用に 1 / 4 を乗じて得た額とする。

注 4 高岡市建築物における駐車施設に関する条例による付置義務台数を上限とする。

注 5 共同施設整備に要する費用は、原則として次に掲げる a 及び b を合計した額とする

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち別表 2 に掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用（別表 3 に掲げる施設の整備に要する費用を除く。）に、階数の区分に応じ、それぞれ別表 4 に掲げる数値を乗じて得た額とする。

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち別表3に掲げる施設の整備に要する費用

別表2

空地等、供給処理施設、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分、集会所及び管理事務所、電波障害防除設備、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置

別表3

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事
--

別表4

階数	主体工事等に要する費用に乗じる数値		
	優良再開発型共同化タイプの場合	優良再開発型市街地環境形成タイプの場合	左記以外の場合
3～5階	0.17 + k2 (ただし、階段室型住棟にあつては 0.12 + k2)	0.17 + k1 + k2※ (ただし、階段室型住棟にあつては 0.12 + k1 + k2※)	0.17 (ただし、階段室型住棟にあつては0.12)
6～13階	0.19 + k2	0.19 + k1 + k2※	0.19
14階以上	0.2 + k2	0.2 + k1 + k2※	0.2

※k1 + k2が0.05を超える場合は0.05とし、-0.05を下回る場合は-0.05とする。

k1：次の式により算出した数値。ただし、k1が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k1 = \left(\frac{2.5a + 1.5b + 1.2c + 1.1d + e + 0.5f}{a + b + c + d + e + f} - 1 \right) \div 10$$

a～e：公開空地（歩行者が日常自由に通行・利用できる空地（公開空地に準ずる有効な空地を含む。））のうち、それぞれ以下のものの面積

a：歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）のうち、歩道と併せて6m以上の幅員を確保するもの

b：a以外の歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）

c：面積500㎡以上で幅員6m以上の道路に接する空地

d：面積300㎡以上500㎡未満で幅員6m以上の道路に接する空地

e：a～d以外の公開空地

f：公開空地以外の空地の面積

k2：次の式により算出した数値。ただし、k2が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k2 = (\text{従前の非耐火建築物等の建築面積割合} - 0.3) \div 6$$

非耐火建築物等：非耐火建築物、旧耐震建築物、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市発第350号）第2第十三号に規定する老朽建築物等

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

住所
申請者 名称
代表者

高岡市優良建築物等整備事業計画書

高岡市優良建築物等整備事業の適用を受けたいので、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の関係書類を提出します。

記

- 1 計画地概要
- 2 土地利用調書
- 3 建築物等整備計画
- 4 権利関係調書（字図、土地建物の登記簿謄本添付）
- 5 資金計画
- 6 全体工程表
- 7 計画図面（位置図1／25,000以上、区域図1／2,500以上、平面図、断面図、
立面図等）
- 8 現況写真
- 9 事業地区内全地権者の当該事業に対する同意書等
- 10 会則、会員名簿（民間会社は会社概要、定款）等
- 11 その他市長が必要と認めるもの

1 計画地の概要

所 在 地							
地区面積		m ²	敷地面積	m ²	道路面積	m ²	
用途地域			指定容積率	%	指定建蔽率	%	
その他の地域地区							
接道状況							
都市計画事業等の 有無又は予定							
地区の 概要	地区周辺の 土地利用状 況						
	地区の現況 (立地条件) (その他)						
地権者数	種類	所有者	地上権者	賃借権者	その他 ()	計	うち転出者
	(人)						
従 前 敷地数	用途	200m ² 未満又は 不整形な敷地		その他の敷地	敷地以外の土地		計
	敷地数						
摘 要							

2 土地利用現況

地区面積		m ²	100.0%	建築面積合計	m ²	
敷地面積		m ²	%	延床面積合計	m ²	
公共用地	道 路	m ²	%	建 蔽 率	%	
	そ の 他	m ²	%	容 積 率	%	
	計	m ²	%	空 地 率	%	
区 分		戸 数	建築面積	割 合	延床面積	割 合
構造別	耐火構造		m ²	%	m ²	%
	簡易耐火構造		m ²	%	m ²	%
	木造等		m ²	%	m ²	%
	計		m ²	100.0%	m ²	100.0%
用途別	住 宅		m ²	%	m ²	%
	店 舗		m ²	%	m ²	%
	事務所		m ²	%	m ²	%
			m ²	%	m ²	%
	計		m ²	100.0%	m ²	100.0%
建築時期別摘要	年以前		m ²	%	m ²	%
	～		m ²	%	m ²	%
	～		m ²	%	m ²	%
	～		m ²	%	m ²	%
	年以降		m ²	%	m ²	%
	計		m ²	100.0%	m ²	100.0%
	(周辺地区の状況等)					

3 建築物等の整備計画

地区面積		㎡		建築面積		㎡	
敷地面積		㎡		延床面積		㎡	
公共用地	道 路	㎡		構造・階数		%	
	その他	㎡		建蔽率		%	
	計	㎡		容積率		%	
空地面積		㎡		空地率		%	
公開空地面積		㎡		公開空地率		%	
用途別面積	用 途	延床面積	割 合	住宅計画	主要形態	戸 数	延専有床面積
	住 宅	㎡	%			戸	㎡
	店 舗	㎡	%			戸	㎡
	事務所	㎡	%			戸	㎡
		㎡	%			戸	㎡
		㎡	%			戸	㎡
		㎡	%			戸	㎡
	合 計	㎡	100.0%		合 計	戸	㎡
住宅総数		戸	㎡	賃貸住宅		戸	㎡
権利者住宅		戸	㎡	分譲住宅		戸	㎡
住戸の最小規模		戸	㎡	住戸の最大規模		戸	㎡
駐車台数		台		附置義務台数		台	
駐輪台数		台		附置義務台数		台	
公的融資機関（予定）							
摘 要		（整備目標）					

4 権利関係

(1) 権利形態

計画前		計画後	
摘 要			

(注) 権利形態の移動状況をモデル図式に表すこと。

(2) 権利者調書

氏名	住所	権利の 種 類	所在 地番	地籍 m ²	所有建築 の有無	備 考

(注) 事業のため、事前に譲渡が行われた場合はその旨を明記すること。

(3) 関係者

ディベロッパー	有・無	住 所	
		会社名	
コーディネーター	有・無	住 所	
		会社名	

5 資金計画

(1) 資金の全体計画

単位：千円

項 目			全 体	年度	年度	年度	備考
支 出	調査設計計画費						
	内 訳	事業計画作成費					
		地盤調査費					
		建築設計費					
		その他					
	土地整備費						
	内 訳	既存建物除却費					
		整地費					
		補償費等					
		その他					
	工事費						
	内 訳	共同施設整備費					
		その他					
	その他工事費						
	事務費						
	合 計						
収 入	補助金						
	自己負担金						
	借入金						
	その他						
	合 計						

(2) 補助対象事業費

単位：千円

年度 項目		全体		年度		年度		年度		
		補助対象 事業費	補助金	補助対象 事業費	補助金	補助対象 事業費	補助金	補助対象 事業費	補助金	
① 調査設計計画	事業計画作成費									
	地盤調査費									
	建築設計費									
	小 計									
② 土地整備	既存建物除却費									
	整地費									
	補償費等									
	小 計									
③ 共同施設整備	個別積算	立体的遊歩道・ 人工地盤施設								
		駐車場								
		社会福祉施設								
		公共用通路								
		防災・防音・ 防震等								
		小 計								
	包括積算	空地等								
		供給処理施設								
		共用通行部分								
		電気室・ 機械室								
		集会所・ 管理事務所								
		避難・ 防災設備等								
		小 計								
①～③合 計										

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

住所
申請者 名称
代表者

高岡市長 印

高岡市優良建築物等整備事業計画承認(不承認)通知書

年 月 日付けで提出のあった高岡市優良建築物等整備事業計画書については、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり承認(不承認)と決定しましたので通知します。

- 1 補助対象事業の名称 高岡市優良建築物等整備事業
(※ 不承認の理由)

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

高岡市長 あて

住所
申請者 名称
代表者

高岡市優良建築物等整備事業変更計画書

年 月 日付け 第 号で承認を受けた高岡市優良建築物等整備事業計画について、計画内容を変更したいので、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の関係書類を提出します。

記

- 1 計画地概要
- 2 土地利用調書
- 3 建築物等整備計画
- 4 権利関係調書（字図、土地建物の登記簿謄本添付）
- 5 資金計画
- 6 全体工程表
- 7 計画図面（位置図1／25,000以上、区域図1／2,500以上、平面図、断面図、
立面図等）
- 8 現況写真
- 9 事業地区内全地権者の当該事業に対する同意書等
- 10 会則、会員名簿（民間会社は会社概要、定款）等
- 11 その他市長が必要と認めるもの

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

住所
申請者 名称
代表者

高岡市長 印

高岡市優良建築物等整備事業変更計画承認（不承認）通知書

年 月 日付けで提出のあった高岡市優良建築物等整備事業変更計画書については、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり承認（不承認）と決定しましたので通知します。

- 1 補助対象事業の名称 高岡市優良建築物等整備事業
(※ 不承認の理由)

年 月 日

高岡市長 あて

住所
申請者 名称
代表者

（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業補助金交付申請書

高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 地域・地区の名称 高岡駅前東地区
- 2 補助事業の名称 高岡市優良建築物等整備事業
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 事業費 金 円
- 6 補助金交付申請額 金 円

＊ 補助金申請額の内訳

事業名	補助金申請額（補助対象経費）			
1 調査設計計画費	金	円	（金	円）
2 土地整備費	金	円	（金	円）
3 共同施設整備費	金	円	（金	円）
総計	金	円	（金	円）

7 交付申請額の算出方法等

（注1）交付申請額の算出等については、国申請要領に準じて別途作成すること。

添付資料

- (1) 承認を受けた事業計画の写し
- (2) 委任状（複数で事業を行う場合は、この要綱に従って申請、届出、請求及び報告をするに当たっての代表者を選び、この者が代表である旨の委任状を作成し、印鑑証明と併せて添付すること。）
- (3) 補助対象経費算出根拠資料等（数量調書、積算内訳書等）
- (4) その他、補助事業執行のため必要となるもの

第 号
年 月 日

住所
申請者 名称
代表者

高岡市長



（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高岡市優良建築物等整備事業について
〔 下記 1 ～ 4 により交付する 〕 ことを決定したので通知します。
〔 下記 5 の理由により交付しない 〕

1 補助事業の内容

年 月 日付け高岡市優良建築物等整備事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助金交付決定額 金 円

3 経費の配分

経費の配分その他この事業の遂行計画は、上記申請書記載のとおりとする。

4 交付条件

別紙のとおりとする。

5 不交付決定の理由

年 月 日

高岡市長 あて

住所
補助事業者 名称
代表者

（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高岡市優良建築物等整備事業について、交付決定内容を変更したいので、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 地域・地区の名称 高岡駅前東地区
- 2 補助事業の名称 高岡市優良建築物等整備事業
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 事業費 金 円
- 6 補助金交付変更申請額 金 円

＊ 補助金申請額の内訳

事業名	補助金申請額（補助対象経費）			
1 調査設計計画費	金	円	（金	円）
2 土地整備費	金	円	（金	円）
3 共同施設整備費	金	円	（金	円）
総計	金	円	（金	円）

7 交付申請額の算出方法等

（注1）交付申請額の算出等については、国申請要領に準じて別途作成すること。

※変更の理由

添付資料

- (1) 承認を受けた事業計画の写し
- (2) 委任状（複数で事業を行う場合は、この要綱に従って申請、届出、請求及び報告をするに当たっての代表者を選び、この者が代表である旨の委任状を作成し、印鑑証明と併せて添付すること。）
- (3) 補助対象経費算出根拠資料等（数量調書、積算内訳書等）
- (4) その他、補助事業執行のため必要となるもの

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
補助事業者 名称
代表者

高岡市長



（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更を承認したので通知します。

記

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 補助事業の名称 | 高岡市優良建築物等整備事業 |
| 2 既交付決定額 | 金 _____ 円 |
| 3 変更交付決定額 | 金 _____ 円 |
- （※ 不承認の理由）

年 月 日

高岡市長 あて

住所
補助事業者 名称
代表者

（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた標記の事業について、下記のとおり当該事業を

全部を中止
一部廃止

 したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の実施場所
地名地番
住居表示
- 2 中止・廃止に係る事業の内容及び金額
 - (1)中止・廃止に係る事業内容
 - (2)上記に係る補助対象経費
 - (3)上記に係る補助金既交付決定額
- 3 工程表
- 4 理由書

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住所
補助事業者 名称
代表者

高岡市長



（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業中止・廃止承認（不承認）通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請を承認したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止・廃止の理由
(※ 不承認の理由)

年 月 日

高岡市長 あて

住所
補助事業者 名称
代表者

（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業完了（又は中止・廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の実施場所

地名地番

住居表示

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日 ～ 至 年 月 日

3 補助金の交付決定額及びその精算額

区 分	補助対象事業費	補助率	補助金額	備 考
交付決定額				
精算額				

4 支払内訳

5 事業実施状況

6 その他必要と認めるもの

（注1）支払内訳および事業実施状況については、国申請要領に準じて別途作成すること。

（注2）支払内訳については、請負業者の契約書の写し等を添付すること。

年 月 日

高岡市長 あて

住所
補助事業者 名称
代表者

（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた標記事業の（ ）年度における実績について、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施場所
地名地番
住居表示
- 2 補助事業の実施期間
自 年 月 日 ～ 至 年 月 日（完了予定）
- 3 補助金の交付決定額及び年度精算額

区 分	補助対象事業費	補助率	補助金額	備 考
交付決定額				
年度精算額				
翌年度繰越額				

- 4 支払内訳
- 5 事業実施状況
- 6 その他必要と認めるもの

（注1） 支払内訳および事業実施状況については、国申請要領に準じて別途作成すること。

（注2） 支払内訳については、請負業者の契約書の写し等を添付すること。

年 月 日

高岡市長 あて

住所
補助事業者 名称
代表者

（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業完了期日延期報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下記事由により、同通知に付された完了期日には事業の完了が困難となったので報告します。

記

1 補助事業の実施場所

地名地番

住居表示

2 交付決定通知に付された補助事業完了期日

年 月 日

3 当初の完了期日までの予定出来高

%

4 現在の出来高

%

5 変更すべき補助事業の完了予定日

年 月 日

6 延期の理由

7 参考資料

- (1) 写真等工事の進捗状況を示すもの
(2) その他必要と認められるもの

様式第 14 号（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者 住所
名称
代表者

高岡市長



（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した（ ）年度高岡市優良建築物等整備事業
については、年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を
確定したので、高岡市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

1	補助金の確定額	金	円
2	補助金の決定通知済額	金	円
3	補助金の既交付額	金	円
4	補助金の追加交付額 (又は要返納額)	金	円

高岡市では、新たに店舗等を開業される方に 支援制度を設けています

令和5年4月1日現在

～「高岡市賑わい集積開業等支援事業」のご案内～

①中心市街地での出店に関する支援

中心市街地における空き店舗の取得又は賃借、空き地の取得や店舗の建設等により出店される場合、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 重点支援区域内または商店街形成区域において、小売業、飲食サービス業等を出店する方及び、その店舗を所有する方
- (2) オフィスや学習塾等を開業する方、及びその物件を所有する方
- (3) 商店街形成区域において、10年以上営業している店舗を改修する方

対象経費	区域の区分	補助率	限度額
改装費(出店者)	重点支援区域内	2分の1	100万円
	〃 区域外		75万円
改修費(店舗所有者)	重点支援区域内	2分の1	100万円
	〃 区域外		75万円
土地建物取得・建設費	—	5分の1	200万円

②観光地周辺区域での出店に関する支援

観光地周辺区域の空き店舗や空き家の取得又は賃借、空き地への店舗の建設等により小売業、飲食サービス業を出店される方等が対象となります。

対象経費	補助率	限度額
改装費(出店者)	2分の1	75万円 (100万円 ※)
改修費(店舗所有者)	2分の1	75万円 (100万円 ※)
土地建物取得・建設費	5分の1	200万円

③上記以外の商店街形成区域での出店に関する支援

高岡市内で空き店舗の賃借等により出店をされる方で、小売業、飲食サービス業等を経営する場合、対象となります。

対象経費	区域の区分	補助率	限度額
改装費(出店者)	都市機能誘導区域内	2分の1	75万円 (100万円 ※)
	〃 区域外		25万円
改修費(店舗所有者)	伏木エリアのみ	2分の1	100万円
土地建物取得・建設費		5分の1	200万円

※令和5年度より、伏木エリア内に限り、一時的に補助対象事業の追加及び補助限度額の引き上げを行います。

(伏木エリア…裏面②内の勝興寺エリア・吉久エリア又は③内「伏木」で示した範囲内にある商店街形成区域)

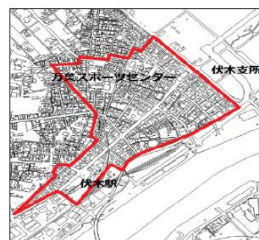
補助を受けるには、改装等の工事着工前までに、認定申請が必要です。

支援内容は一部のみ紹介しています。区域の区分は裏面を参照ください。

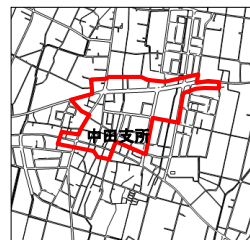
①【中心市街地】



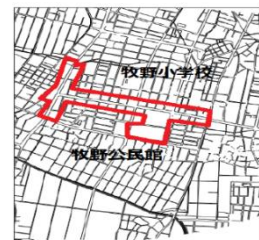
③【上記以外の商店街形成区域の内、都市機能誘導区域】



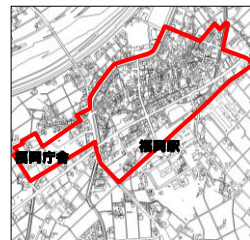
伏木



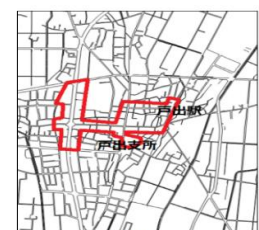
中田



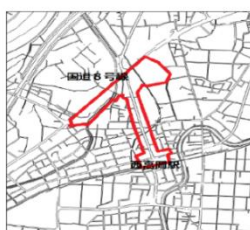
牧野



福岡



戸出



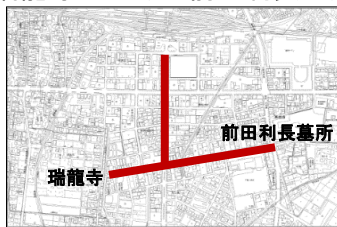
立野・東五位

②【観光地周辺区域】

瑞龍寺道



瑞龍寺・八丁道・前田利長墓所



高岡大仏



雨晴海岸



山町筋・金屋町



勝興寺



吉久



能町方向
↓

庄川

<お問合せ先>

高岡市産業振興部商業雇用課
〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地
御旅屋セリオ 5F
TEL:0766-20-1289 FAX:0766-20-1496

末広開発(株)まちづくり事業部
〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地
御旅屋セリオ 6F
TEL:0766-20-0555 FAX:0766-20-0666



(市HP)

※詳細は高岡市公式ホームページでご覧いただけます。
上記QRコードを読み取るか、「高岡市開業支援」で検索

別表（第6条関係）

対象事業	区分				対象経費	補助率	限度額	交付要件	
第5条第1号に掲げる事業 (空き店舗の賃借又は一般店舗等の入居を目的とし、第5条第2号アからウまでに掲げる事業を実施したテナントの賃借)	一般業種を営む店舗	重点支援区域内の場合			改装費	1/2	100万円	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。	
		重点支援区域以外の中心市街地の場合			改装費	1/2	75万円		
		都市機能誘導区域内の場合			改装費	1/2	75万円		
		その他の地域の場合			改装費	1/2	25万円		
		大型商業施設内の場合	飲食サービス業	賃借面積が	改装費	1/2	200万円	店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。	
				299㎡以下の場合	賃借料等	1/3×12箇月	1箇月につき10万円		
				賃借面積が	改装費	1/2	500万円		
				300㎡以上999㎡以下の場合	改装費	1/2	1,000万円		
				賃借面積が	改装費	1/2	200万円		
			1,000㎡以上の場合	賃借料等	1/3×12箇月	1箇月につき10万円			
	飲食サービス業以外		改装費	1/2	200万円				
			賃借料等	1/3×12箇月	1箇月につき10万円				
	観光地対象業種を営む店舗	観光地周辺区域内の場合			改装費	1/2	75万円	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。	
	生鮮3品を販売する店舗	まちなか居住支援区域内の場合			改装費	1/2	150万円	店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。	
		大型商業施設内の場合	賃借面積が	改装費	1/2	250万円	店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。		
			299㎡以下の場合	賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円			
			賃借面積が	改装費	1/2	500万円			
300㎡以上999㎡以下の場合			賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円				
賃借面積が			改装費	1/2	1,000万円	店舗の開業後、当該店舗を5年以上営業すること。			
1,000㎡以上の場合		賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき20万円					
オフィス	中心市街地の場合			改装費	1/2	100万円	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。		
大型商業施設内の場合			賃借料等	2/3×12箇月	1箇月につき10万円				
第5条第2号アに規定する事業 (空き店舗の取得)	中心市街地の場合			空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、 空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	200万円	空き店舗の取得後3箇月以内に店舗の営業又は入居が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。		
	観光地周辺区域内の場合			空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、 空き店舗の改装又は改修費		200万円			
	都市機能誘導区域内の場合			空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、 空き店舗の改装又は改修費		100万円			
第5条第2号イに規定する事業 (空き地の取得又は賃借かつ当該空き地への店舗の建設)	一般業種を営む店舗	中心市街地の場合			空き地の取得費及び店舗の建設費	1/5	200万円	空き地の取得後3箇月以内に店舗の建設工事の着手が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。	
		都市機能誘導区域内の場合					100万円		
		大型商業施設内の場合	飲食サービス業	賃借面積が		1/2	250万円		
				299㎡以下の場合			賃借面積が		500万円
				300㎡以上999㎡以下の場合			賃借面積が		1,000万円
				賃借面積が					
				1,000㎡以上の場合					
			飲食サービス業以外						
	観光地対象業種を営む店舗	観光地周辺区域内の場合				1/5	200万円		
	まちなか居住支援区域内の場合			1/2			250万円		
	大型商業施設内の場合	取得・賃借面積が	500万円						
		299㎡以下の場合	1,000万円						
		取得・賃借面積が							
		300㎡以上999㎡以下の場合							
取得・賃借面積が									
1,000㎡以上の場合									
オフィス				1/5	200万円				
第5条第2号ウに規定する事業 (自己が所有する空き店舗の改修)	重点支援区域内の場合			空き店舗の改修費	1/2	100万円	空き店舗の改修後3箇月以内に店舗の営業又は入居が見込まれ、かつ、当該店舗を2年(生鮮3品を販売する店舗は3年)以上営業すること。		
	重点支援区域以外の中心市街地の場合					75万円			
	観光地周辺区域内の場合					75万円			
第5条第3号に規定する事業 (既存店舗の改修)	重点支援区域内の場合			既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの	左記の総額の1/2	10万円以上100万円以下	既存店舗の改修後3箇月以内に既存店舗の営業の再開が見込まれ、かつ、当該既存店舗を2年(生鮮3品を販売する店舗は3年)以上営業すること。		
	重点支援区域以外の中心市街地の場合			既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの		10万円以上75万円以下			
	都市機能誘導区域の場合			既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの		10万円以上75万円以下			
第5条第4号に規定する事業 (10年以上継続して営業している大型商業施設の改修)	—			大型商業施設の改修費	左記の総額の1/2	500万円以上1,000万円以下	大型商業施設の改修後、当該大型商業施設を10年以上営業すること。		
第5条第5号に規定する事業 (アーケード撤去等の工事に伴う一般店舗等の改装又は改修)	重点支援区域内の場合			改装費又は改修費	1/2	100万円	店舗の改装又は改修後、当該店舗を2年(生鮮3品を販売する店舗は3年)以上営業すること。		
	重点支援区域以外の中心市街地の場合					75万円			

備考

- 1 上記全ての場合に共通の交付要件
- (1) 一般店舗等（オフィスを除く。）は、公共の用に供する道路に面した1階店舗であること、又は地下若しくは2階以上の階で営業する店舗で、1階から当該店舗までの全ての階の店舗が一般店舗等で形成されていること。
- (2) 店舗は、1週間当たり4日以上営業すること。
- (3) 店舗は、午前11時から午後3時までのうち2時間以上営業し、かつ、1日6時間以上営業すること。
- 2 第5条第1号に掲げる事業への改装費補助額には、各区分により定める限度額の範囲内において、次の額を加算することができる。
- (1) 備品を新たに整備する費用に各区分により定める補助率を乗じた額
- (2) 1年以上、常勤雇用者を雇用した場合、1人につき12万円
- 3 第5条第1号に掲げる事業のうち、賃借面積が300㎡以上の飲食店業を営む店舗を大型商業施設内に開業する場合は、賃借料等は補助対象外として、改装費のみを対象経費とする。
- 4 第5条第3号及び第4号に規定する事業については、計画認定を受け、店舗の改修を実施した後10年間は同一の補助金の計画認定を受けることはできない。
- 5 重点支援区域は別紙に定める区域及び区域の外周道路に面する区域とする。
- 6 新規創業者（初めて事業経営をする者）は、高岡商工会議所、高岡市商工会、T A S Uまたは中小企業診断士等に経営指導を受けること。

別表2（第6条関係）

対象事業	区分			対象経費	通常		令和6年能登半島地震により被災した場合		交付要件		
第5条第1号に掲げる事業 （空き店舗の賃借又は一般店舗等の入居を目的とし、第5条第2号アからウまでに掲げる事業を実施したテナントの賃借）	一般業種を営む店舗	重点支援区域内の場合		改装費	補助率	限度額	補助率	限度額	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。		
		重点支援区域以外の中心市街地の場合		改装費	1/2	100万円	2/3	100万円（市外からの転入者の場合は200万円）			
		都市機能誘導区域内の場合	伏木	改装費	1/2（市外からの転入者の場合は2/3）	200万円	3/4	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）		店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。	
			上記以外の区域		1/2	75万円	2/3	75万円（市外からの転入者の場合は200万円）			
		その他の地域の場合		改装費	1/2	25万円	2/3	25万円（市外からの転入者の場合は200万円）		店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。	
		大型商業施設内の場合	飲食サービス業	賃借面積が299㎡以下の場合	改装費	1/2	200万円	－			－
				賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合	改装費	1/3×12箇月	1箇月につき10万円	－			－
				賃借面積が1,000㎡以上の場合	改装費	1/2	500万円	－			－
			飲食サービス業以外	改装費	1/2	1,000万円	－	－			
		賃借料等	1/3×12箇月	1箇月につき10万円	－	－					
		観光地対象業種を営む店舗	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久	改装費	1/2（市外からの転入者の場合は2/3）	200万円	3/4		200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。
	上記以外の区域			1/2		75万円	2/3	75万円（市外からの転入者の場合は200万円）			
	生鮮3品を販売する店舗	大型商業施設内の場合	まちなか居住支援区域内の場合		改装費	1/2	150万円	－	－	店舗の開業後、当該店舗を3年以上営業すること。	
			賃借面積が299㎡以下の場合		改装費	1/2	250万円	－	－		
					賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円	－	－		
					賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合	改装費	1/2	500万円	－	－	
					賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき15万円	－	－		
					賃借面積が1,000㎡以上の場合	改装費	1/2	1,000万円	－	－	
			賃借料等	1/3×24箇月	1箇月につき20万円	－	－				
	オフィス	中心市街地の場合		改装費	1/2	100万円	2/3	100万円（市外からの転入の場合は200万円）	店舗の開業後、当該店舗を2年以上営業すること。		
		大型商業施設内の場合		賃借料等	2/3×12箇月	1箇月につき10万円	－	－			
	第5条第2号アに規定する事業 （空き店舗の取得）	中心市街地の場合		空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	200万円	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	空き店舗の取得後3箇月以内に店舗の営業又は入居が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。		
観光地周辺区域内の場合		勝興寺、吉久	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）				
		上記以外の区域	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	200万円	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）				
都市機能誘導区域内の場合		伏木	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）				
		上記以外の区域	空き店舗及び併せて取得した土地の取得費、空き店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5	100万円	左記の総額の1/3	100万円（市外からの転入者の場合は300万円）				
第5条第2号イに規定する事業 （空き地の取得費及び店舗の建設費）	一般業種を営む店舗	中心市街地の場合		空き地の取得費及び店舗の建設費	1/5	200万円	1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	空き地の取得後3箇月以内に店舗の建設工事の着手が見込まれ、かつ、当該店舗を5年以上営業すること。		
		都市機能誘導区域内の場合	伏木		左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）			
			上記以外の区域		左記の総額の1/5	100万円	1/3	100万円（市外からの転入者の場合は300万円）			
		大型商業施設内の場合	飲食サービス業		1/2	250万円	－	－			
						500万円		－			
						1,000万円		－			
						200万円		－			
			飲食サービス業以外		1/5	200万円	－	－			
	観光地対象業種を営む店舗	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久		1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）			
			上記以外の区域		1/5	200万円	1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）			
	生鮮3品を販売する店舗	大型商業施設内の場合	まちなか居住支援区域内の場合		1/5	200万円	－	－			
			取得・賃借面積が299㎡以下の場合		1/2	250万円	－	－			
						500万円		－			
						1,000万円		－			
						200万円		1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）		
			取得・賃借面積が300㎡以上999㎡以下の場合			200万円		1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）		
			取得・賃借面積が1,000㎡以上の場合			200万円		1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）		
	オフィス										
第5条第2号ウに規定する事業 （自己が所有する空き店舗の改修）	重点支援区域内の場合		空き店舗の改修費	1/2	100万円	－	－	空き店舗の改修後3箇月以内に店舗の営業又は入居が見込まれ、かつ、当該店舗を2年（生鮮3品を販売する店舗は3年）以上営業すること。			
	重点支援区域以外の中心市街地の場合				75万円		－				
	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久			100万円		－				
		上記以外の区域			75万円		－				
第5条第3号に規定する事業 （既存店舗の改修）	都市機能誘導区域（伏木のみ）の場合		既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの	左記の総額の1/2	100万円	－	－	既存店舗の改修後3箇月以内に既存店舗の営業の再開が見込まれ、かつ、当該既存店舗を2年（生鮮3品を販売する店舗は3年）以上営業すること。			
	重点支援区域内の場合				10万円以上100万円以下		－				
	重点支援区域以外の中心市街地の場合				10万円以上75万円以下		－				
	観光地周辺区域（勝興寺、吉久のみ）の場合				10万円以上75万円以下		－				
第5条第4号に規定する事業 （10年以上継続して営業している大型商業施設の改修）	都市機能誘導区域の場合		既存店舗の改修費、什器等の大型備品のうち市長の認めるもの	10万円以上75万円以下	－	－					
	第5条第5号に規定する事業 （アーケード撤去等の工事に伴う一般店舗等の改装又は改修）		大型商業施設の改修費	左記の総額の1/2	500万円以上1,000万円以下	－	－	大型商業施設の改修後、当該大型商業施設を10年以上営業すること。			
	重点支援区域内の場合		改装費又は改修費	1/2	100万円	－	－	店舗の改装又は改修後、当該店舗を2年（生鮮3品を販売する店舗は3年）以上営業すること。			
	重点支援区域以外の中心市街地の場合				75万円		－				
附則第4項に規定する事業 （賃借している店舗の取得）	中心市街地の場合		賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	－	－	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）	店舗の取得後、当該店舗を5年以上営業すること。			
	観光地周辺区域内の場合	勝興寺、吉久	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）				
		上記以外の区域	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	－	－	左記の総額の1/3	200万円（市外からの転入者の場合は300万円）				
	都市機能誘導区域内の場合	伏木	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	左記の総額の1/5（市外からの転入者の場合は1/3）	300万円	左記の総額の2/5	300万円（市外からの転入者の場合は400万円）				
		上記以外の区域	賃借により営業している店舗及び併せて取得した土地の取得費、店舗の改装又は改修費	－	－	左記の総額の1/3	100万円（市外からの転入者の場合は300万円）				

備考

- 上記全ての場合に共通の交付要件
(1) 一般店舗等（オフィスを除く。）は、公共の用に供する道路に面した1階店舗であること、又は地下若しくは2階以上の階で営業する店舗で、1階から当該店舗までの全ての階の店舗が一般店舗等で形成されていること。
(2) 店舗は、1週間当たり4日以上営業すること。
(3) 店舗は、午前11時から午後3時までのうち2時間以上営業し、かつ、1日6時間以上営業すること。
- 第5条第1号に掲げる事業への改装費補助額には、各区分により定める限度額の範囲内において、次の額を加算することができる。
(1) 備品を新たに整備する費用に各区分により定める補助率を乗じた額
(2) 1年以上、常勤雇用者を雇用した場合、1人につき12万円
- 第5条第1号に掲げる事業のうち、賃借面積が300㎡以上の飲食店業を営む店舗を大型商業施設内に開業する場合は、賃借料等は補助対象外として、改装費のみを対象経費とする。
- 第5条第3号及び第4号に規定する事業については、計画認定を受け、店舗の改修を実施した後10年間は同一の補助金の計画認定を受けることはできない。
- 重点支援区域は別紙に定める区域及び区域の外周道路に面する区域とする。
- 新規創業者（初めて事業経営をする者）は、高岡商工会議所、高岡市商工会、TASUまたは中小企業診断士等に経営指導を受けること。
- 市外からの転入者とは、令和6年1月1日以降に市外から本市に転入した者をいう。

